

第十三回国会 衆議院 郵政委員会 議事録 第九号

昭和二十七年三月十日(月曜日)

午前十一時五十五分開議

出席委員

委員長 尾関 義一君

理事 飯塚 定輔君 理事 風間 啓吉君

理事 山本 久雄君 理事 受田 新吉君

池田正之輔君 石原 登君

玉置 實君 坪川 信三君

降旗 徳弥君 牧野 寛策君

山本 猛夫君 田代 文久君

出席政府委員

郵政事務次官 寺本 齋君

郵政事務官 (財政局長) 小野 吉郎君

委員外の出席者

郵政事務次官 大野 勝三君

専門員 稻山 穰君

専門員 山戸 利生君

三月七日
滝沢駅前郵便局を集配局に昇格の請願(山本猛夫君紹介)(第一二七四号)
簡易生命保険及び郵便年金積立金の運用に関する請願(山本猛夫君紹介)(第一二七五号)
の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件
郵便為替法の一部を改正する法律案
(内閣提出第四二二号)

○尾関委員長 これより郵政委員会を開会いたします。
郵便為替法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続けます、受田新吉君。

○受田委員 この改正案に盛られております北緯二十九度以南の南西諸島が、この法律の成立とともに外国為替及び外国貿易管理法並びにそれに付属するところの命令から除かれるわけになるものであります。なほ日本といふたしまして考慮されなければならぬ問題は、千島列島とか、あるいは小笠原、硫黄島、大東島、沖島、南鳥島とか、あるいは竹の島とかいう地域との、内国為替並の取扱いに對する見通しはいかがでありますか。

○寺本政府委員 今受田委員からお尋ねの件は、今後將來の問題でありまして、今ただちに決つて見通しをまだ持つておりません。

○受田委員 本邦と外国とを別に今申し上げた法律並びに命令が地域の指定をやつておるのであります。その外国の部類に属するうちで、最後にあげられたる今問題になつて北緯二十九度以南の南西諸島だけを特に認められるという実情にあることは、これと同等の立場にある小笠原とかあるいは大東島、沖島、南鳥島、こういうところを別個に取扱うということになるのですけれども、事情はまったく同じであります。南西諸島が認められる以上は、当然アメリカの管理のもとにこれから立ちます小笠原や硫黄列島も、これと同時に進行してはいけなうと思ふのです。この点二十九度以南だけが取扱われるようになったという点は、いろいろ情勢もありました。ところが、同時に今申し上げたような地域はこれと事情を同じくして、わが日本民

族が住居しておるところで、きわめて密接な地域になつてゐるのです。これに對しての見通しが立たぬというところは非常に遺憾だと思ふのです。この際政府といつたしましてこの為替取組みに當りまして、内國為替の規定を使うことができるように努力されたことに對しては敬意を払いますが、これらは一連の問題として取扱うべきであつて、徐々にとりかへることも考えられますけれども、實際問題として同時作戦をやります。この経過を報告していただきたいのであります。

○寺本政府委員 ただいま受田委員の御説の通り、南西諸島とほかの小笠原その他となぜ區別をしたのか、これは別にはつきり區別をしなければならぬ理由はございません。しかし、話のとりかへるべきところから申します。向うの方でもそういう希望を持つておられます。こちらの出先と向うの当局と大體話を今進めつつあるわけでありまして、そういうわけで御説の小笠原その他のところも、これから漸次やつて行きたいと思つております。

○受田委員 特に小笠原諸島は、伊豆の七島とともに東京都の行政管内にあつたわけですから、この一番大事な中心の東京都の管内にあつた小笠原の住民との取組み関係は、最も切実な問題だと思ふのであります。西の方二十九度以南の地域との取組みが許されてゐる以上、東京都の行政管内にあるところの小笠原を除くというのではどうも

解せないのであります。何か努力の上で忘れた点があるのじやないかと考へられるのです。同時にこの小笠原諸島と、今申し上げました外国為替関係の法律及び命令で、終戦後取組みされた為替はどのくらいあるのか、実情の報告をいただきたいと思ひます。

○小野政府委員 御質問の御趣旨の点、私も同様にお考へておるのであります。沖繩と特に小笠原その他相類似したところと、區別する気持は毛頭ないのであります。従来いろいろの努力の経過から申しまして、沖繩關係につきましては割に早くそういう準備を進めることが今日可能になつたわけでありまして、爾余の問題につきましてもそれといふわけではないのであります。將來努力を続けて参りたいと思ひますが、この沖繩關係がまず解決されれば、これが一つの先例として、あとの問題を促進するきつかけにもなろうと思つております。御質問の終戦後におきます為替の交換の状況がどうなつてゐるか、こういう御質問のようになつたのであります。が、終戦後日本行政権が分離いたしましたまでの取扱いは多少ございまして、しかしこれは微々たるものでございまして、ほとんど兩者の間には為替の交換が停止した、こういうような実情になつております。

○受田委員 それは二十九度以南の南西諸島にも同一の問題でありますか。

○小野政府委員 その通りであります。

○受田委員 二十九度以南の南西諸島の住民諸君が、この便益を供与されるということになりますならば、当然一番手近な小笠原諸島くらいは、何とか一緒にやつてもらいたいものであります。わけて東京都の管轄内にあつて、今まで同じ行政庁の中でお世話になつておつた小笠原の住民諸君も、日本との接觸が一層濃厚になつたという喜びも感ぜられるのであります。また、二十九度以南にこの成功を取つて、橋頭堡を築いて、しかる後他の地域に及ぶんだという御説もまたにもつともあります。私たちがとしてはこういう問題については、政府当局がこの法律改正に持ち運ぶまでの努力を同時に取上げて努力していただくことのであります。追つて法律改正がどんなにされるにいたしまして、その時の遅れだけ、その住民の不便が考へられるわけでありまして、願わくは、この法律の実施は四月一日からというところになつておりますので、その期間中に何とか急遽な措置をして、小笠原だけはひとつ大急ぎで折衝してもらつて成功してもらいたいものであります。その点についての政府の意思をお伺いしたいと思ひます。

○小野政府委員 御質問の御趣旨の通りに考へておりますので、今後極力努力して参りたいと思ひます。ただ今国会会期中に実現いたしますかどうか、そこところははつきりとは見通しを持

も得ないのでございます。御質問の御趣旨によりまして、早速そういつた方面につきましても為替の交換ができませんように、努力を続けて参りたいと思ひます。

○受田委員 二十九度以南の南西諸島で、この法の改正によることの便益供与の程度、すなわちこれの利用者がどのくらいあるのかという年間の見通しについて、政府当局の案はありませんか。

○小野政府委員 従来の両地区間の為替の交換の実情を見ますと、昭和十二年から十六年あたりまでの状況で申し上げますと、本土から振出しにかかりますものが一箇年平均いたしまして、十七万七千口くらいでございます。払渡しにかかりますものは同期間の一年平均にいたしまして、三十一万五千件くらいの数に相なつておるのであります。また為替の交換を始めまして、昭和十二年一十六年ごろの状況とは、交通その他の関係が非常に相違いたしておりますし、また両者の経済関係等にも、その当時と非常にかつた差もございますので、はたしてこれだけの取扱ひがおりますかどうか、的確にどのくらいの口数が取扱われるだろう、こういう見通しははつきりとは立て得ない実情でございますが、相当な数はあると思ひます。もちろんただいま申し上げましたような一箇年平均の数には、はるかに及ばないのじやないかと思ひます。と申しますのは、いろいろ両者の物資の交換条件、また両者の交通関係、特に沖縄から日本本土の学校へ入つておる人たちの数等から見まして、両者のそういう交通関係が非常に制約されておりますの

で、為替業務を開きました当座におきましては、件数の上において多くを期待できない、こういうように見通してあるわけであります。

○受田委員 これらの諸島とは、従来の法理解釈からも、あるいは慣例からいいますと、わが国の同じ領土で、特に内地という立場にあつた地域でありますし、これが純然たる外国とは相違を持つという点でこの法案が出されてあるわけですが、これが実施に移された場合に、これを利用する者が多数なければならぬわけでありまして、そういう道を政府当局としても開かなければならない。その法の改正ができたことの趣旨の徹底も、国内並びに南西諸島へ周知徹底させなければならぬ。そういう意味からも、その政府の努力によつて実績が上るのであります。従つてこの点双方の友好親善をはかるのにも非常に役立つだろうし、また同じ内国為替の立場から送金ができるという立場になりますと、統治こそ管理されておるにしましても、実際は主権としては同じ立場に立つておるのだという問題も起りまして、特に奄美大島のごとき、あれだけ切実な日本復帰を念願した運動を起しておるところには、より一層この問題は切実になつて来ると思つておる。この点政府が、そういう問題について至急便宜が与えられることによつて、両島の住民が得るところの利益が非常に大きいように努力してもらいたい。

それからもう一つ、先般日本領土に編入された十島村は、どういう関係に置かれておるのであるか。政府としてこれに對してすでに手を打つておられるはずであります。それらの地域

のとおりきめ關係を御説明いただきましたのであります。

○小野政府委員 前段の点につきましては、この地域からの為替業務再開に對する希望が非常に強かつただけに、本業務の開始にあたりまして、便宜を受ける度合いも非常に強いと思ひます。実は前臨時国会に對しまして、沖縄諸島から熱烈な、実に痛切なる陳情もあつたわけでございます。その中の事例にあげられました一、二の例を見まして、沖縄から日本の本土の学校に入つておられる生徒たちが、いろいろ苦勞をして勉學を続けておるわけでありまして、送金の道がない、為替利用の便を受けないために、遺憾ながら學業を半ばにしてあきらめて帰らなければならぬというような犠牲者も出て来る、こういう切実な訴えもあつたわけでありまして、こういう事例はこの業務の開始にあたりまして、取扱ひ件数の多寡にかかわらず、質的には非常な便宜をもたらすであろうということを信じておるわけでありまして、本業務の開始にあたりましては、この業務の利用上、できるだけ安全に確実に利用できるように方法につきましては、沖縄政府関係の方面ともよく連絡をとりまして、為替業務のサービスの十全を盡して参りたいと思ひます。

後段の先般十二月五日付でございましたが、はつきり日本の領土に復帰いたしました下十島村の關係につきましては、すでにいろいろ手を盡しておるわけでありまして、そのために日本本土からも人を派遣いたしました。いろいろ善後措置を講じておるわけであります。いろいろ為替業務、貯金關係の

仕事の基本になります通貨關係の方面につきましても、従来沖縄地区で通用しておりましたB円を日本円に交換する業務を二月十一日から始めまして、十八日にはひとまず完了を見ておる次第であります。そういう状況から、ただちにこういつた為替の利用もなし得る実情にあるわけでございます。また郵便貯金の關係につきましても、従来のB円で表示されました通帳を日本円表示のものに書きかえる作業を、すでに始めておるわけでありまして、そういう実情にございまして、郵便貯金の預払い並びに為替の利用の關係につきましても、十分制度の利用が開き得るというふうな現状になつておるわけであります。

○受田委員 郵政省の機構問題などがやましく取上げられておる現状にかんがみまして、特に郵政行政は重要な国の行政の一環を握つておるのであるという意味からも、これが單に交通省としてその一部局にとどまるような構想に災いされることなく、しつかりとした國際的な郵政行政への貢獻の立場から、郵政省自身が大いに努力して行かなければならぬ問題だと思つておる。その意味からこの外國為替のわだちの中からも取去られて、郵便為替の中に取入れられて、大蔵大臣の所管から郵政大臣の所管の中へ入つて来て、これらの地域との友好親善をはかつて行くという第一歩だと思つておる。大きな喜ぶべき第一歩だと思つておる。こういう点をひとつお考えいだきまして、國際的な立場で郵政省に大いに貢獻していただき、その郵政行政が國の政策の中で非常に重きをなす、なおまた行政面で輕視されること

のないように、大いにがんばつていただきたい。これを念願いたしておきます。

もう一つ、参考資料にいただくものについて、郵便為替法の一部を改正する法律案要綱の説明などに、もちろんこれは法律または命令の抜萃でありまして、それからやむを得ないのでございまして、抜萃とは別に、文字の読み方について非常にむづかしいものがありますので、これらについてはひとつ資料を出される際に、この法令の別の立場からひとつ振りかへて付していただく必要があると思つておる。たとえばあなたの方でお出しになつたこの案の、今申し上げた第九ページの一番最後に千島列島と書いてありまして、その次に括弧して、中にむづかしい漢字が並べてあります。これらはどういふ読み方をしますか。これをひとつこの資料を利用する側の方からも、一々これを聞いた方が必要がないように、何か最後の方に註でも加えて、これは何と読むというふうによつていただく、資料の提出者として非常に親切であると思つておる。これは何と読むのですか。最高責任者から発言をしていただくのであります。

○小野政府委員 瑠璃瑠、これはゴウマイと読みます。非常に教えられるところが多いのであります。將來そういう方面につきましては十分注意を払つて参りたいと思ひます。

○田代委員 私は沖縄の内部事情が全然わかりませんので、簡単なことであります。はつきりしたいのです。現在沖縄の中では円は全然通用してないかどうか。それでどういふ貨幣があ

そこで通用してあるかということ、まずお尋ねしたいと思うのです。

○小野政府委員 現在沖繩の中におきましては、沖繩を管理しております軍政府の定められたB円というものが通用しておるわけでありまして、これは日本円との関係におきましては、一対三、B円一に対して日本円三、こういう比率で定められておるものであります。

○田代委員 そうしますと沖繩の住民は、以前はもちろんこれは円を所持し、円で一切を処理しておつたわけなんです、その沖繩住民が持つておりました円というものは、現在ただいま説明せられましたB円に換算されて、B円一本で通用している。こういうことになるのですか。

○小野政府委員 先般日本の領土に返りましたいわゆる下十島村関係の状況を見ますと、これは日本円も通用し、B円も通用しておるわけでありまして、ただ貨幣価値がB円に対して、これはまあ軍票のようなものであります。軍票そのものではございませんが、沖繩の軍政府で沖繩地区における新しい通貨として、日本の行政権から分離いたしました以後、そういうB円というものを定めたわけでありまして、その一円に対して日本円は三円、こういうことで両者通用いたしておるような実情であります。

○田代委員 それで現在はどうですか。

○小野政府委員 現在下十島村関係につきましては、B円は全部回収いたしまして、日本円と交換をいたしております。その交換の比率はB円一円に対して日本円三四で、先般交換を了した

ような次第になつております。ただ二十九度以降の関係につきましては、これは現在まだ日本行政権下に返つておりません。今回郵便為替を再開しようというこの法律改正の対象になつております地域であります、この地域内におきましては、ほとんど主としてB円が通用しておるのではなからうかと考えます。

○田代委員 通用してあるのではないかと考えるという、何かあいまいな回答ですが、はつきりそれはわからないのですか。

○小野政府委員 建前としては、日本旧来の円の流通を禁止いたしておりません。そういう関係で、実情がどうなつておりますか、日本円も通用する建前にはなつておりますが、何しろさういつた通貨措置がとられたのもさういふ前のことでありますので、現在通用しております通貨の大部分は、B円ではなからうかというのを申し上げたわけでありまして、

○田代委員 そうしますと、はなはだこれは疑問に思ひ、それが深まるわけですが、今度のこの郵便為替法の一部改正によりまして、日本円をあらに送る場合に、これはドルに切りかえらるるが、そのドルはやはり現在の国際為替レート三百六十円が基準になる。そうしますと、現地の沖繩においてはB円が通用しているということになりますと、そのドルとB円との関係はどうなるか。それからまた実際にさういふ貨幣が通用しているということになりますと、沖繩の住民としましては、今まで円を持つておつたので、その交換比率や何かで非常な不利な條件に置かれたような事実はないかという

点をはつきりお伺いしたいと思ひます。

○小野政府委員 ただいまの関係につきましては、B円と円との切りかえが当然あるわけでありまして、ドル建にいたしまして、そこに為替相場が立つわけでありまして、その相場は、日本円との関係におきましてお説の通り三百六十円でありまして、B円との関係におきましては百二十円ということに相なつておりますので、今の一対三の比率はその点についても現われて来るわけでありまして、

○田代委員 そうしますと、これはある程度見当はつくのですが、はつきりしなければならぬのは、私たちが非常に問題になると思うのは、為替価値の変動であります。たとえばかりに円が現在よりドルに対して高くなるとか、あるいは安くなるというふうな場合には、こちらから為替を組んで送つた場合に、その間非常に損をするとか、あるいはまた利益を得るというふうな現象が起る可能性もあるのではないかと、さういふことがあるとすれば、それをどういふふうにして処理されようとしておるか、さういふ点をはつきりさせていたいただきたいと思ひます。

○小野政府委員 本来まつたく自由な貿易関係、経済関係、通商関係におきましては、為替相場はお説の通りほとんど日々かわつておるわけでありまして、これは従来といえども毎日の為替相場を見まして、それで換算して為替の建値を直しておるわけでありまして、将来どうなるか、現在のところでは申ししますと、日本円とドルとの三百六十円の相場は全然変更がありません。ほんとうの正常な貿易関係に返つて来

れば、さういつたような変動も予想されるのであります。また沖繩関係につきましては、将来といえども現在の軍政府下にあるわけでありまして、B円百二十四対一ドルという相場は、さう始終変動するものではないのであります。かりにさういふような変動がありまして、両者とも毎日さういつた相場に注意いたしておりまして、その相場の通りに換算しておるわけであり

○田代委員 現在のところはさういふことである程度の安定感があるわけですが、社会また国際情勢自体がいわゆるノーマルな状態から相当離れて来るというふうなことになるかと、たとえは沖繩へ金を円でも送つてやつた方が有利だといふ考え方もあるわけでありまして、また逆な場合もあるわけなんです、さうしますと、円をもつて沖繩へ送金する場合における額は、現在の相場であれば、こちらでもうけたものを向うへ送るとか何とかが、さう大した金でないようでありまして、さういふ金で一種の投機的にこれを生かすようなふらちな者があつた場合には、そのためにこれが利用される危険があるのではないかと想像されるのですが、その点はいかがですか。

○小野政府委員 為替相場に非常な変動があれば、さういふことにもなるうと思ひます。しかしながら私も現在の状況から将来の関係を見過していきい変動があらうとも考えないわけでありまして、従ひまして今御懸念のような事態は生じないのではないかと考えております。

○田代委員 これは私が非常に懸念することがはつきりしたのです。つまり現在のような状態であればいいのですが、いわゆる資本といふやつは、また資本家といふやつは、自分の利益のために、それが国家の立場あるいは社会の立場から正しいかどうかというのを突破しまして、自分の個人的な利己的な利益のために策動すること、これはもう資本主義の通弊なんでありまして、従つてさういふ場合に対する対策といふものが明確にないと思ひます、これは日本の国としましては、非常にゆゆしいことになると思ひます。すなわち円がドルに切りかえられ、さうして円資金がドルに逃避してしまふということになると、これはたまたまのじやない。さういふ抜け道としてこれが利用されるという可能性があるような御説明でございましたが、さうなつて来ると、この法案は非常に問題になるように考えられますが、この点はいかがですか。

○小野政府委員 郵政省で扱つております為替の關係は、一定のとりきめによつて定まつたところを事務的に遂行しておるのみでありまして、今御懸念のようなことをなからしめることは、この国といえども考えておるだらうと思ひます。この点を私もからお答え申し上げるのも筋違いかと思ひます、為替管理の問題として、さういつた御懸念になるようなことのないような措置は、過去といえども十分とられ、将来といえどもとられるだらうと思ひます。一に為替管理上の問題でありまして、郵政省で担当いたしております為替業務の運行の問題とは多少違つていふように思ひます。

○田代委員 その為替管理の問題なんです、これが日本とアメリカあるいはイギリスという、こういう国々との間に完全な自主性を持ち、あるいは関税の問題にいたしましても、あるいは輸入品に対する税金をかけるか、かけないかという問題にいたしましても、はつきり一対一という立場が堅持されているという事象におきましては、今説明がされましたような安定感もあるのですが、現在のこの行政協定の内容など見ましても、非常に強者に対する弱者という立場がはつきりいたしているものでありまして、従つて為替管理というのを言われましても、実際にその管理が日本に有利な條件のもとになされるかどうか。われわれの判断によりますと決してそうではない。アメリカの非常に強力な圧力のもとにこの為替管理がなされるという事は、また実際に運営されているという事もはつきりいたしているものであります。従つてその点によりまして非常に不利であり、またゆゆしい問題である。そうしてこの為替管理法の一部改正というものが、一面たとえは沖縄人の諸君にとりましては非常に日本に向うから送るので都合がいい。その点私もこれは認めることにやぶさかではございませんけれども、実はそれよりその奥に隠れているところ、そういう大問題があるところ、これが非常に問題になるのでありまして、これは現在の政府答弁によりましてはつきりした。従つてそのことはいかにこれが将来日本の国にとつて大きな禍根を残す内容を持つていたものであるかという点がはつきりしたので、これは議論しようとは思ひませ

んけれども、私はその点に対する政府の神経というものは、まったく強者に對する弱者の追従、自主性のない態度というものがはつきり出ているというふうに感ぜざるを得ないのであります。

次に私は質問いたしたいと思うのであります、この郵便為替法の一部を改正する法律案の提案理由の説明によりますと、琉球臨時中央政府ととりきめをする云々ということになつていてのであります、大体この琉球臨時中央政府というものは私は初めて聞くのであり、またこういう政府があるのかどうか。その主権者は大体だれだ。この点をひとつはつきり私は御答弁願ひたいと思ふのであります。

○小野政府委員 これは琉球にありまして、先方には郵政関係の最高機関として郵政局というものがあつて、そこをさしてあるわけでありまして、この郵政局と日本郵政省との間の話合ひということに相なるわけでありまして。

○田代委員 これは大臣がはつきり答弁さるべきである、大臣がいなければ次官からはつきりしていただきたいのですが、琉球臨時中央政府が郵政局である、こういうばかなことがあつて、はつきり琉球臨時中央政府との間にこれのとりきめをやるということが明々白々に書いてある。大臣も説明し、また印刷物にまでしてあります。しかもそれを質問いたしますと、それは琉球の郵政局であります。もしそうであるならば、なぜそういうように書かないか。まったくこれはインチキきわまるものである。私は次官のはつきりした答弁をお願いしたい。

○大野説明員 お答えいたしますが、御承知のように琉球政府では現在アメリカ軍の占領下にありまして、その司令官が全部軍政、民政ともに責任を持つて執行しておられます。この司令官の委任を受けて、民政方面を担当する機関といたしまして臨時中央政府が設立されているわけでございますので、その民政関係の仕事の一部分をいたしまして、為替関係のとりきめを日本の当局側と話し合ひを進めようというのが現在の事情でございます、そういうわけでございますから、ここに提案の理由の説明に先般大臣が、琉球臨時中央政府ととりきめをしなければならぬ云々と申されまされたのは、以上のよう琉球方面を担当する最高権限ある米軍司令官から委任を受けられた臨時中央政府の権限内の仕事として、われわれがそのとりきめをするという意図でございます。その臨時中央政府の中でさらにこまかくいうと、内政方面をやる人もございまして、郵政関係をやる人もございまして、郵政関係に具体的なそういう話し合ひをするという事になれば、事郵政に関する限りにおきましては、その臨時中央政府の中の郵政関係を担当する機関と話し合ひをするということになるわけでございます。ただいま小野政府委員の申し上げましたのは、ちやうどその直接とりきめをする相手方という意味合ひで、先方の郵政局ということ申し上げたのでございます。

○飯塚委員 関連してちよつと……。ただいまの次官の説明でよくわかりましたけれども、お互いに資料を預け渡しただけで、その資料をもらひなれば琉球の臨時中央政府の郵政局とすることが書いてありますから、御質問なさる方もよくごらんの上で御質問なさつた方がよいと思ひます。

○愛田委員 関連してちよつとそうしますと……。今の琉球臨時中央政府といひますと、国際法の立場からその主体は米軍のこの方面を担当する司令官といふことになるのであります。あるいはこの臨時中央政府といふことになるのであります、お尋ねしたいのであります。

○大野説明員 国際法の関係になりますと、私も専門家ではありませんので、あまり権威のある御答弁をいたしかねるのでございまして、権限を委任をされておられる限りにおきましては、とりきめをいたします相手方が臨時中央政府と心得てよろしいのではないかと私も考へております。

○愛田委員 この琉球方面の臨時中央政府のほかに、奄美大島とか八重山、宮古島に、この方面のそれ／＼分割された区域に政府ができてゐるのではありませんか。そういうものを統轄したのがこの付近の臨時中央政府といふことになつてゐるのであります。あるいは今後この占領政策が終結を見て、この方面にどう行政管轄が行われるか知りませんが、その場合にはこれがどういふ方面に移管されるのかといふような見通しなどについて、ひとつ御答弁いただきたいのであります。

○大野説明員 私の承知いたしておりますところは、この臨時中央政府は、統一された民政の機関であるといふように心得ております。将来のところはよく存じません。

○愛田委員 ただいま田代さんからお尋ねになつたこの問題は、先ほど貯金局長さんの御答弁が、その臨時中央政府の一部局である郵政局という説明で非常に憤慨されたわけでありまして、解釈によつて、臨時中央政府の一部局と直接には折衝するが、結局それが臨時中央政府との交渉と同じ結果を示すという解釈であらうと私は思うのであります。ところが国際法上の権利義務の関係に立つ主体がどこにあるかという問題で、今こうして占領されている地域でありますから、これが交渉団体としての主体を認められる場合もあつたので、何かこゝへ法的な、筋の通つた解釈をしておかないと、将来こうした條約の締結にあたつて、あるいはその條約に基く／＼な協定などにあたつて、ちやうど今参議院の予算委員会等で問題になつております行政協定などと関連して、国民に非常な疑惑を与えるおそれがあると思ひますので、この点ははつきりと琉球の臨時中央政府といふものはどういふ関係に立つものであるかといふことを御説明いたしたい、その政府との交渉は違法性を全然持つてゐないものであるといふはつきりした了承がないと、国民の間にはこういう政府をあまり信頼しない人もおるのではありません、疑義を生ずると思ひます。この点沖縄附近の全般を管轄する政府といひますと、こゝへあつてあります二十九度以南の南西諸島の地域は全部含む、管轄権を有するといふことになると思ふのであります。それとも一つは、これとあわせて参考資料にあげてあります千島列島や、あるいは小笠原諸島、こういうところを管轄している政府はどういふものがある

○愛田委員 関連してちよつと……。ただいまの次官の説明でよくわかりましたけれども、お互いに資料を預け渡しただけで、その資料をもらひなれば琉球の臨時中央政府の郵政局とすることが書いてありますから、御質問なさる方もよくごらんの上で御質問なさつた方がよいと思ひます。

○愛田委員 関連してちよつとそうしますと……。今の琉球臨時中央政府といひますと、国際法の立場からその主体は米軍のこの方面を担当する司令官といふことになるのであります。あるいはこの臨時中央政府といふことになるのであります、お尋ねしたいのであります。

○大野説明員 私の承知いたしておりますところは、この臨時中央政府は、統一された民政の機関であるといふように心得ております。将来のところはよく存じません。

○愛田委員 この琉球方面の臨時中央政府のほかに、奄美大島とか八重山、宮古島に、この方面のそれ／＼分割された区域に政府ができてゐるのではありませんか。そういうものを統轄したのがこの付近の臨時中央政府といふことになつてゐるのであります。あるいは今後この占領政策が終結を見て、この方面にどう行政管轄が行われるか知りませんが、その場合にはこれがどういふ方面に移管されるのかといふような見通しなどについて、ひとつ御答弁いただきたいのであります。

○大野説明員 私の承知いたしておりますところは、この臨時中央政府は、統一された民政の機関であるといふように心得ております。将来のところはよく存じません。

○愛田委員 関連してちよつと……。ただいまの次官の説明でよくわかりましたけれども、お互いに資料を預け渡しただけで、その資料をもらひなれば琉球の臨時中央政府の郵政局とすることが書いてありますから、御質問なさる方もよくごらんの上で御質問なさつた方がよいと思ひます。

○愛田委員 関連してちよつと……。ただいまの次官の説明でよくわかりましたけれども、お互いに資料を預け渡しただけで、その資料をもらひなれば琉球の臨時中央政府の郵政局とすることが書いてありますから、御質問なさる方もよくごらんの上で御質問なさつた方がよいと思ひます。

○愛田委員 関連してちよつと……。ただいまの次官の説明でよくわかりましたけれども、お互いに資料を預け渡しただけで、その資料をもらひなれば琉球の臨時中央政府の郵政局とすることが書いてありますから、御質問なさる方もよくごらんの上で御質問なさつた方がよいと思ひます。

○愛田委員 関連してちよつと……。ただいまの次官の説明でよくわかりましたけれども、お互いに資料を預け渡しただけで、その資料をもらひなれば琉球の臨時中央政府の郵政局とすることが書いてありますから、御質問なさる方もよくごらんの上で御質問なさつた方がよいと思ひます。

のか。郵便為替法の次の改正ではこの方面へ当りたいとおつしやつておられるのでありますが、琉球方面の臨時中央政府と折衝されることももうお話しが済んでいるのでありますから、いただいておる資料の小笠原あるいは竹の島というような、これらの地域等を内国為替法の中へ編入されようとするときには、どういふ方面へ当られることになるのであるか、またはつきり折衝されていらないのでありますれば御答弁がいただけないと思ひますが、折衝されておりますならば、この方面の政府はどういふものがあるのか、お尋ねしたいのであります。

○小野政府委員 前段の面につきましては、前回の委員会におきまして、いろいろ／＼今回の改正に至りますまでの経過を御説明いたしました通り、もと／＼非常に特殊な地域でありまして、今回為替を始めようという地域の中には、鹿児島県に属しておつたような地域もあるわけでありまして、そういう関係から、外周と物を取りきめるといふような形で扱いたくないのが本心であります。従つて條約というような形にいたしますことはもちろん、協定とかとりきめといふたきゆうくつなものである意思はないのであります。日本側におきましては、現在関係筋との話し合いによりまして、もうすでに全面的に郵政省にまかされた問題でありますから、一応こつた内容でお互いに話が済みそうだとした場合にも、まつたく事前にならうといった了承を受けなくていいという状況であります。問題は形式、内容ともに琉球側と話が済めば、これはまつたく郵政省の自主性にまかそうということに相なつております。

す。ただ沖縄という地域を、たといわれわれがそういうような気持ちで考えておりましたが、御承知の通り特殊な地域でもありますので、郵政省だけでなしに、外務省もあるいは閣内することにならうと思ひますが、実際は協定といつたような苦しいものでもなく、郵政省で案をつくりまして、こういうような要領で行きたいということ先方に通告いたし、先方がそれに對して異存がないということになれば、ただちに／＼外交文書的に厳格な條約とかあるいは協定というような苦しいものでなく業務を再開したい、かように考えておるのであります。先方といたしましては、琉球側の事情もあることでありまして、あるいは郵政方面の／＼な文書による措置が必要となりますかどうですか、現在のところまだはつきりいたさないであります。大体において中央政府の郵政局方面からのものと、われわれ本土からいたしますものと、同様な実施要領を持つて、お互いにこれで行かうではないか。その内容が同一のものであれば、そこで初めて業務を再開し得るわけでありまして、そういう状況に相なりますので、厳格な外国とのとりきめの例によつてこれを御判断願うことも、実は非常に心苦しい次第であります。

後段の關係につきましては、現在何らそこに沖縄におけるような中間の政權はないと思ひますが、日本に進駐いたしてありますその軍の組織によつて管理されておる、かように考へておるわけでありまして、
○田代委員 まだ十分納得できないのです。琉球はわれ／＼の常識で、ある

いは国際法なんかでいう獨立国でないことははつきりわかつています。そうすると結局政府側が説明される場合に、アメリカ権力との、アメリカ政府との、とかいふように言われるとはつきりすると思ひます。いづれにいたしましても、このとりきめを結ぶ相手方がアメリカ権力であるということがはつきりしたので、この／＼した何かごまかしみたいな琉球臨時中央政府というようなことは、削除していただきたいと思ひます。大体この法案は四月一日からこれを実施するということになつておりますが、琉球のはつきりした権限というものは——私たち委任統治その他に對しまして断固反對のわけでありまして、サンフランシスコの會議からいつても、まだ批准も終らないうちに、アメリカの権力とこういふことを締結することが大體できませんか、それをはつきりさしていただきたいと思ひます。

○大野説明員 ただいまはつきりしておりますことは、日本の政府で所管しております郵便あるいは為替等の仕事は、二十九度以南の南西諸島に及んでいないというところが一つ、それから二十九度以南の南西諸島におきましては、権限ある機關が現に郵便為替等の仕事を扱つておる。その権限ある機關が臨時中央政府であるといふことは、關係筋を通じてはつきりいたしております。この二点ははつきりいたしておりますので、それ／＼の権限ある機關同士で話し合ひをしよう、こういうことを今いたしておるのであります。
○田代委員 ただいまそういう地方に日本の権限が及んでいない場合に、こ

は、日本の自主性においてこういうものが必要だからという立場からやつておるのですか。そういう考え方によつて、われ／＼の支配なり、あるいは権力の及ばないところで、たといわれわれがこれを可決しましても、相手國の方が／＼といふことになる、これは意味をなさないことになるというのが本筋だらうと思ひます。こういうことを一方的にわれ／＼が審議し、これを可決して効力を発生しますか、その点をはつきりさしていただきたいと思ひます。

○大野説明員 ここへ提案をいたしまして御審議をいただいておりますものは、日本の行政權の範圍内、琉球との關係においてはか／＼の取扱ひをいたしますといふことを、国内にだけ適用する範圍できめていたかどうかというのでございませう。
○田代委員 これは政府の答弁によりまして、いろいろ／＼の面から問題がたくさんあると思ひますが、一言同僚議員の飯塚君に言つておきたい。先ほど私の質問に對しまして、政府側が答弁されるようなことを言つて、君はもう少し法案をよく読んでどうかというような話ぶりのようでありましたが、これはまつたくいらざるおせつかいでありまして、そういうことは憤んでもらいたたい。与党だからといって、政府委員の立場に立たれるなら、私は今後飯塚君に／＼質問をしなければならぬといふことになるのであります。そういう点は同僚議員としても憤らないと、法案審議に對しまして非常に意中し上げておきたいと思ひます。

わかりますが、われ／＼が資料を見ればわかるようなこともあるし、その点をあなたに注意したものでなく、政府委員にもインテキたかなんとか言われたいように、その点をやつてほしいといふことを言うのであるから、あなたに對してだけ御注意を申し上げたいというようにおとりにならないように願ひます。
○尾関委員長 石原登君。
○石原登委員 まずこの法案の改正の趣旨ですが、今南西諸島と為替の交易がそれほどでない。それで國權は及んでないけれども、これは現地の住民、日本國民の感情等もくんで、せめて郵便為替の取扱ひだけでも、国内の為替の取扱ひを適用する、こういう気持ちで実施したい、そういう意味の法律の改正だと思ひますが、そういうふう

に了解してよろしうございませうか。
○小野政府委員 その通りの気持ちで進んでおります。ただ外国為替管理法その他の關係で、一応その面では外国法が当然には及ばない地域でありますので、内國業務とは最小限度違つた面は出て来ると思ひますが、気持は石原委員御指摘の通りの気持ちであるわけでありませう。
○石原登委員 非常に南西諸島の問題が困難であつて、日本國民も現地の住民も手をやいておる折から、郵政省のその所管の業務のうち、せめてこの為替だけでもそういう程度にまでこぎ着けられた努力と熱意に對して、私は心から讃辭を呈したい。どうかそういうような気持ちで今後もやつていただきたいと思ひます。趣旨がさうでありますから、この法律案の改正について

は根本的には私は非常に賛成でありますが、この法律案の内容が残念ながら委任立法的な形になりますために、一言だけ聞いておきたいのであります。この提案理由の説明にもありましたが、郵便為替法をそのまま適用できない手続について、こういうような省令にまかしてもらいたいという趣旨だと思えます。その内容はどういうことであるか、それだけ聞いておかないと、正直な郵政省の皆さんであるから、われ／＼の意思に沿わないような省令の実施をせよとは思わぬが、この点だけは非常に大きな問題でありますので、予想される事柄だけを承つておきたいと思います。

○小野政府委員 先ほどお答えいたしました通り、気持をいたしましたは内国為替の業務の内容そのままで実施いたしたい気持でございます。ただ内国業務の法規がそのまま適用されない地域に現在なっておりますが、同時に外国為替管理法上から行きますと、内国とは違つた扱いを受けておりますので、その辺から内国の業務とはごく少数の違つた面が出て来るわけであります。その違つた面と申しますのは、大体二点に盡きるのであります。一点は、内国業務でございますと一応郵便局相互間におきまして、計算事務その他地方の貯金局、従来の支局でございますが、そこを通過はいたしません。それが、為替の振出しにいたしますと、それが振出しにいたしても、郵政省、貯金局には直接関係なく、現業事務として一般に流れて行くわけであります。今回の沖繩との関係におきましては、それ／＼行政機関との関係を異にいたしておりますので、郵便局相互

間に内国と同様に流れるわけに参らなないのであります。そこで勢い両者の最高機関がタツチしなければならぬという状況に相なるわけであります。これは業務内容自体は内国為替と同様であります。手続その他におきまして、多少の例外が出て来るようなことに相なるわけであります。内国為替で申しますと、郵便局から為替を振り出しますと、そこですぐ証書を発行して、その証書を為替を組んだ人が受取人に郵送する。受取人はそれを受取つて、振渡し郵便局で現金にかえるという措置で済むのであります。一応行政権を異にいたしておりますので、そういう流れをするわけに参らないのであります。両者の政權の間に、方式はいろ／＼あります。それ／＼をそこを通過しなければならぬのであります。そこで一応考えました結果、一々一枚の為替ごとに両者の郵政庁間に案内の行くような方法は煩にたえませんが、その日の取扱件数の総数につままして、一覽でわかるような目録をつくりまして、それを相手の郵政庁に出すわけであります。日本振出しのものにつきましては郵政省貯金局でそういうものををつくりまして、沖繩の郵政局で振り出しますものは、同様な手続で先方へ手続をとるわけであります。そういつた目録の交換によりまして、初めて為替証書の発行という段階になるのであります。郵便局へ現金を出しまして、すぐ為替証書にかわるわけではないのであります。そういう面から振出しの面、払出しの面等に、いろ／＼差等ができて参るのであります。たとえて申しますと、為替の払出

しの場合について申しますと、純然たる内国為替の場合には、Aの郵便局に現金を添えて――現在はこの制度は案内式の方式に前回の臨時国会で御承認を受けてなっておりますので、現金を添えて、千円なら千円の為替がほしい、こういうことであればそこでただちに為替証書を発行するわけであります。ところがただいま申し上げましたような特殊な状況もありますので、両地域間のそれにつきましては、Aの郵便局でただちに証書を発行することができないのであります。一応何もなしではわかりませんので、為替送金を希望する者から、現金に添えて為替の振出し請求書というものを、これはごく簡単な様式のものであります。これを振出すわけでございます。この為替振出し請求書が、一応日本で申しますと、内地では貯金局へ集まるわけであります。沖繩郵政局へ集まるわけであります。それがそれによつてお互に交換をいたしました目録と対照しまして、振渡しに必要なる住所、氏名、その他を記載した証書を発行するということになるわけでありまして、これをそれ／＼の担当機関から申請者の希望される受取人に証書として送達するわけであります。そこで初めて振出しができるわけであります。同様振出しの場合につきましても、内国為替とは違つて、一々目録と対照して整理しなければならぬようなことになるのであります。例外として申しますと、特にただいま御指摘の法律が全面的に爾余の問題を命令に委任する、いわゆる委任立法という形にはなりますが、これははか／＼大きな問題ではないのであります。そういう小さい技術的な問題を命令に委任しよ

う、こういうようなことになるのであります。これが第一点であります。もう一つ大きな点は、表示貨幣であります。表示貨幣につきましては、日本本土から振り出すものにつきましても、ただちに日本の円をもつて千円とか、こういう為替は切れないのでありますから、これを一旦ドルに換算いたしまして、何ドルという表示貨幣が外国貨幣を用いなければならぬ、こういうことが第二点であります。業者間の為替の交換の場合に、気持は内国為替そのまゝの形で行きたいという気持はあります。でも、最小限そういう二点だけが特例になるものであります。そういう点の技術的な取扱いにつきまして命令に規定を譲りたい、そういう根拠を実はこの改正法で受けたということでございます。

○石原（登）委員 よくわかりました。そうしますと日本で送る場合には、貯金局で証書を発行して、それを向うの郵政局を通じて向うに送達する、こういうことになるわけですね。

○小野政府委員 日本から出します場合には、先ほど申し上げましたように、郵政局では振出しの請求書を本人から現金とともに受取つてあります。その請求書はそれ／＼、先方の郵政局にも参るわけであります。郵政省貯金局におきましては、そういう件数が全国各郵便局に無数にあるわけであります。それを一表に集めて、本日、の取扱いはだれ／＼からだれ／＼へ何の送金の依頼があつた、こういう目録にして沖繩に渡すわけであります。沖繩はそれによりまして証書を発行いたします。これは沖繩の在任の受取人に対しては証書を送達する。この送

達を受けた者は沖繩のいずれかの指定された郵便局へ現金をとりに行く、こういうことに相なるわけであります。

○石原（登）委員 その場合の送金料は大体どのくらいの額であるか、それから送金金額に限度あるいは制限があるかどうか。

○小野政府委員 この点は大体大勢は間違いないわけであります。個々の小さい問題につきましては、両者話し合いによつてきまるわけであります。この話合ひも今日相当進んでおります。先般日本業務へ入りました沖繩地域の善後処置に参りました出張者も帰つております。先方を立ちました当時の状況から申しますと、先方の郵政局におきましては、ただいま申し上げましたような例外の関係は、いろ／＼な面から技術的に連れたような案に對しまして異存がない、こういうところに審議は終了しております。その後沖繩の郵政局の方にそういう案が伺いを立てられ、郵政局も大体それでよろしいということになつております。そういう外国為替管理の関係も入つて参りますので、全体的には異議はないのであります。また、たゞそれ／＼たドル資金の外貨の管理を郵政局でやるか、あるいは他の問題と同様に、そういう外国為替を管理する方面においてやるかの違ひがござります。先方の郵政局におきましては――これはわれ／＼も同様であります。郵政局でそういう操作をしたい、こういう希望があるようでありまして、ただそれは従来の例からは特例になりますので、その面にやや難色があるように見受けられるのであります。その他の点については大体

審議を了しまして、出張者が先方を立ちます当時の模様からしまして、ここ二、三日うちに正式に承認があつて、先方からそういう案を携えて東京まで出て来られるのじやないか、こういうような事情に相なつておるわけでありませう。そういう状況でありますので、ただいま御質問の点につきまして明瞭にならうと思ひますが、料金の現在に於いては、私どもは内国料金の現在の料金と同様なることを考へております。最高はやはり五万円の証書にしまして、料金も大体同様に考へております。ただ内国の関係で申しますと、証書はそのまま振出しの郵便局で発行されますので、あと郵送の料金は本人持ちということに相なるのであります。ほんとうはそうでなく、郵政局の方で証書を運送するようになつてなるわけでありませう。従つてそれだけ内国為替のそれよりもコストはよいかかるといへばかかるようなものであります。これは金額にいたしましては微々たるものでありますので、そういう面は大體考慮いたしませんで、内国為替と同様の額の金額をもつて進めたい、かように考へておる次第であります。

○石原(登)委員 一件の取扱ひ金額の五万円は了承いたしました。私の質問の趣旨はそれではなくて、無制限に、十枚組んだら五万円、百枚組んだら五百万円というように送れるかどうかということ。これはどういふ意味かといふと、この金が日本へ来た場合にどういふ取扱ひになるか知りませんけれども、出す場合は問題はないが、入つて来る場合はドルで入つて来る。ドルで流されると国内経済に相当

大きな影響があるわけでありませう。おそろく入つて来たときは、これは必ず日本内に換算されて、円で扱われるものであらうと思ひますが、無制限ということになると、これも国内経済に相当影響があると思ふのであります。この場合はほんとうに制限はないのであります。

○小野政府委員 御指摘の点につきましては、制限が行われるであらうといふことは見通してあります。アメリカ並びにカナダ方面に對しまして日本側からも送金ができるような措置が、昨年十一月一日から初めてとれたわけでありませう。この事情を申し上げますと、大體一人一箇月三十ドル以内といふことになつております。約一万円でございませう。われ／＼といひまして、現在の内国為替の最高五万円の点は制限なしに——為替の面ではそういうふうな考へておりますが、外貨管理の面からはそういう制限は当然あると思ひます。ただ両者の手持ち外貨、両者の交換から来る外貨操作の面からどの程度にわくになりますか、この点はまだ明確でありませうが、いづれにいたしましてこの業務によりまして、無制限に利用するといふところまではなか／＼行きかねるのではないかと考へております。

○石原(登)委員 そういたしますと、こちらから送る場合は別に制限はないが、向うから送つて来る場合には、たとへばこちらに学生がおるからとか、親戚がおるからとかというやうなことで、送る人の資格に何か制限があるか。今日の沖繩南西諸島は日本の領土ではないので——あそこからこつて特別の金を送つて来ることは賛成であ

りますけれども、あるいは常識的に考へて、ああいう苦しいところから無制限に送るはずはないのであつて、何かそこに送る資格についていふ／＼の制限があるかと思ひます。制限の内容を知らないでつて、われ／＼が簡単にこの法案を認めますと、實際そのために助かるべき人が助からないで、單なる商行であるとか経済行為のために利用されるということがあつてもいけないわけでありませうが、その間の見通しはどうでありますか。

○小野政府委員 先方のその間の事情につきましては、先方からの案を携へていづれ関係官が東京へ参るわけでありませう。そのときに大體はつきりするだらうと思ひますが、おそろく送金の金額の面につきましては、一箇月ドルで幾らまでという制限も当然あると思ひます。勢いそういう面で見ると日本から外国へ送金いたします場合と同様に、條件はいろいろ違ふと思ひますが、あるいは学生の送金であるとか、圖書の購入とか、あるいは牛計上やむを得ない送金というやうな制限は、為替管理の面から要請されるだらうと思ひます。金額並びにそういう送金目的については、制限が行われるのが大體現在の見通しでなからうか、かように考へております。ではいかように制限が付けられるであらうかという点につきましては、まだ今日のところ明確ではないのであります。

○石原(登)委員 私が執拗にこの点をあつねるのには、外国為替の場合には為替管理令によりまして、これは絶対に祖國の経済を破壊することのないやうな、十分な考慮が払われるわけでありませう。ところがこの取扱ひに限つ

て、従来の日本と南西諸島間の、いわゆる歴史的その他の感情を取上げてくられて、これを非常に特異的な処置を考へてくれているわけなんです。そういうときに、もし一部において不心得な者があつてこれを濫用するとか、あるいは悪用するとかいふやうなことが出まして、琉球政府の経済を混乱させるとかなんとかいふ形になつて参りますと、せつかく今日好転いたしておりますところの南西諸島の日本復帰の問題——これも政治的に十分よく考へられて、こういうやうな処置を講じてくれることも、おそろくアメリカ軍当局、国際連合当局、そういうところで十分配慮していただけることをわれわれは確信しておりますがゆゑに、今後こういうやうなことから思ふと、この不信行為の全体に及ぼす影響があらはれないかといふことを、私は非常に考へるわけでありませう。そこでこのとりきめの内容といふのは、われわれはどうしても知りたいのでありませう。これは向うの意向がわかり次第、ぜひともわれ／＼に提示していただきたいと思ひます。金額、取扱ひ件数その他、これは大したものでないと思ふのでありますが、この面から出て来ますところの、日本と沖繩、ひいては日本と連合諸國との国際信義の上に大きく影響すると思ひますので、この点十分に御配慮を願ひたい、かように考へます。

それから最後に一点だけあつねたいしますが、本法の発効は四月一日といふことになつておりますが、これはここであつねるのはあるいは無理しやないかと思ひますけれども、この四月一日と講和條約の発効と何か関連があ

りますかどうか。もしそういうものの発効がなくても、この問題に關しては何ら支障なく、日本の態勢さえ整えば、四月一日から実施が可能であるのかどうか、この点をひとつ承つておきたい。

○小野政府委員 前段の問題につきましては、非常に御協議を賜ふことが多いためでありませうが、先方における審議の模様は、案の全体につきまして、そういう御懸念のやうな点について問題があるわけでありまして、その面を除いては、郵政省案は全面的に先方も関係者すべて賛成のやうであります。ただ為替管理の問題から参りますと、御懸念のやうな状況を除去するためにこそ、そういう問題が問題になつてゐるのではないかと思ひますが、先方の郵政局におかれましては、そういう操作も全面的に郵政局にまかしてもらいたい、こういう要請がどうもいれられそうもないといふことでありませう。——これは、先方の外貨為替を担當しております部門におきまして、今御指摘のやうな状況を十分に監査したいといふやうな氣持ではないかと想像するのであります。

後段の実施期日の問題につきましては、これは講和條約発効と何ら直接には關係はないわけでありまして、すでに準備さえ整えば本土初め、少くともアメリカとカナダに日本からの送金が許されました十一月一日以後、いつてもできたわけでございます。別段直接の関連はございませぬ。

○石原(登)委員 本法改正の処置は、國民としては非常に待望してあることであり、またわれ／＼としても喜ばしい次第であります。沖繩政府の郵政

当局の諸君の努力、苦心のほども、私
は実はしのはれるわけでありませう。こ
こで直接にこの処置が日本国に及ぼし
ます利便を考えまして、こう言つては
何ですが、沖縄政府のいわゆる力が、
まだ立つたばかりであつて、なか／＼
いろ／＼な面で微力だと私もは考え
ますので、日本政府におかれまして
は、沖縄政府に十分協力せられまし
て、一日も早くこういうような処置が
できることを、私は強く要望いたした
と思ひます。なおまたこの処置につ
いて、何か沖縄政府に対して積極的
に協力されたことがあるならば、実は日
本政府としてはこういうこともやつて
おるのだということがありますれば、
それもあわせてごひろういただければ
参考にいたしたい。もしなければつ
こうです。

○小野政府委員 いずれ兩者の實施の
要領が固まりました際におきまして
は、その要領案を御提出いたしたいと
思ひますが、おそらく今まで御説明申
しましたものとかわらないものであら
うと思ひます。実は沖縄との關係の為
替の再現につきましては、昨年十一
月、日本からアメリカ、カナダ等へ
送金が許される以前から、沖縄側にお
いて、領土の復帰とともに、交通、貿
易、通商、そういった關係の安全なる
措置を熟望しておられた事情もよくわ
かりますので、私ももといたしまして
も、一日も早くそういった状況に立ち
至りたいというわけで、従来とも非常
に努力いたしておたのであります
が、米、カナダ方面に対する片為替
の状況がなか／＼とれない。これと直
接關係はないわけですが、事情
がよくわかりながら、そういった準備

を進めることができないような状況に
相なつておたわけでありまして、従
来といえども關係筋の方面に何回も陳
情もいたし、いろ／＼要望もいたした
のでありますが、やつと先年の十一月
一日に日本側から米加方面への送金が
許されるような見通しがつきますと同
時に、沖縄關係についても、従来数度
にわたる公文なり口頭のいろ／＼な折
衝があつたわけでありまして、従来
それにかかわらず、もう送金の準備を
進めたらどうか、しかもその關係につ
いては先方と話をえつければ、關係筋の
方面の了解はいらないということ、
全面的にまかされて、非常に明るい氣
持をもつて今日まで準備を進めて参つ
たような状況であります。

○石原（登）委員 この制度が實施され
て、従来に比べてお互に非常に便利な
わけですが、これを筆頭一步を進め
て、たとえばこれは貯金局でされるの
が当然でありますけれども、南西諸島
と特に経済、交易、あるいは生活關係
の密接な地域、たとえば南九州、こ
ういふところの貯金支局を利用して、
わざわざ東京まで手続をしなくても、そ
ういふような特殊な地域では、特にそ
の局々で扱わせるといふような意思は
ないか。またそういうような手続は、
將來折衝のいかによつてはできるの
かできないのか、これはできるならば
ぜひ、相当困難があつても、そういう
処置がしていただければ、特に
沖縄、大島と關係のある鹿児島貯金支
局、あるいは特にそういうところの人
が多く住まつておりますところの京都
あたりの貯金支局、こういうところを
利用してもらつて、非常に相互の間に
便益を来すと思ひますけれども、これ

に對する見解、また將來の見通しにつ
いてひとつ承りたい。

○小野政府委員 ただいま御指摘の点
につきましては、可能な問題でござい
ます。ただ長らく業務を休んでおりま
した關係もございまして、沖縄側にお
きましていろいろ管理要員、郵便局
における取扱ひその他につきまして、
懸念される面もございまして、日本側
におきまして、程度の差こそございま
すが、再開当初におきましてはきよう
な面もございまして、ひとまず郵政
省の貯金局において操作をいたします
が、できるだけ早く近接地域の鹿児島
貯金局なり、そういった方面に事務を
移して参りたい、かように考えておる
次第でございます。

○尾関委員長 本日はこの程度にとど
めまして、次回は公報をもつてお知ら
せ申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。
午後一時二十一分散会